

4. 整備基準の概要

福祉のまちづくり条例第13条に定める「生活関連施設のうち不特定又は多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、便所、歩道その他の部分の構造及び設備の整備について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準」(整備基準)の概要は以下のとおりである。

第1 建築物			
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 出入口	幅を80cm以上 戸の構造 段の禁止 ひさし等の設置(外部)	9 浴室	内部出入口の仕様 手すり等の設置 水栓器具の仕様 滑りにくい仕上げ
2 廊下等	滑りにくい仕上げ 段の仕様 幅を120cm以上 車いすが回転できる場所の確保 高低差がある場合傾斜路等の設置 水平の確保 誘導用床材の設置 傾斜路等の構造	10 更衣室・シャワー室・洗面所	手すり等の設置 水栓器具の仕様 滑りにくい仕上げ
		11 客室	車いす使用者用客室の設置
		12 受付カウンター	車いす使用者に配慮
		13 公衆電話設備	車いす使用者に配慮 難聴者・視覚障害者に配慮
3 階段	手すりの設置 回り段の原則禁止 滑りにくい仕上げ 段の識別 注意喚起用床材の設置	14 券売機	車いす使用者に配慮した高さ 視覚障害者に配慮した標示 誘導用床材の敷設
		15 改札口	幅を80cm以上 段の禁止
4 昇降機	かごの仕様 かご内の表示方法 制御装置の仕様 乗降ロビーの仕様	16 休憩所	休憩設備の設置
		17 授乳所等	授乳・おむつ替えの場所の設置
5 便所	車いす使用者用便所の設置 床置き式の小便器の設置	18 案内標示等	設置箇所・表記方法の配慮 非常警報装置の仕様
第2 公共交通機関の施設			
		整備項目	整備基準
6 駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置 駐車場内通路の構造	1 改札口	第1の表15の仕様
		2 通路等	滑りにくい仕上げ 段は第1の表3階段の仕様 高低差がある場合傾斜路等の設置 誘導用床材の設置
7 敷地内の通路	滑りにくい仕上げ 融雪装置の設置 段の仕様 幅を120cm以上 高低差がある場合傾斜路等の設置 誘導用・注意喚起用床材の設置 傾斜路等の構造	3 昇降機	第1の表4の仕様
		4 乗降場	滑りにくい仕上げ 両端に落下防止さくの設置 注意喚起用床材の設置
8 観覧席・客席	車いす使用者用席の設置 通路の幅を120cm以上 高低差がある場合傾斜路等の設置 集団補聴装置の設置	5 便所	第1の表5の仕様
		6 案内標示等	第1の表18の仕様

第3 道路	
整備項目	整備基準
1 歩道等	幅を2 m(自歩道は3 m)以上 滑りにくい仕上げ・平坦の確保 排水溝の溝ぶたの仕様 すりつけ部の配慮 誘導用及び注意喚起用ブロックの設置 融雪装置の設置
2 立体横断施設(横断歩道橋及び地下横断歩道)	滑りにくい仕上げ 回り段の禁止 手すりの設置 誘導用及び注意喚起用ブロックの設置
第4 公園等	
整備項目	整備基準
1 出入口	滑りにくい仕上げ 幅を120cm以上 段の原則禁止(傾斜路等の設置) 車止めさくの仕様
2 園路	滑りにくい仕上げ・平坦の確保 幅を120cm以上 勾配は4%(最大8.5%)以下 排水溝の溝ぶたの仕様 段の仕様・傾斜路の設置 誘導用ブロックの設置
3 便所	第1の表5の仕様
4 駐車場	第1の表6の仕様
5 案内標示等	第1の表18の仕様
6 ベンチ	ベンチの設置
7 附帯設備	高齢者、障害者等に配慮
第5 駐車施設(建築物以外)	
整備項目	整備基準
路外駐車場	出入口の仕様 車いす使用者用駐車施設の設置 通路の仕様